

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」
の一部の施行等について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本医師会より標記通知が発出されましたので、情報提供いたします。

同通知は、2022年12月に公布された感染症法等改正における、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（新型インフルエンザ等感染症等）の流行初期医療確保措置、宿泊施設又は居宅等から外出しないことの協力を求められた新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症の所見のある者の医療に要する費用負担及び退院等の届出等、令和6年4月1日より施行される事項の一部について知らせるものです（下記概要）。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●流行初期医療確保措置の新設等について

○都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から厚生労働大臣が定める期間が経過する日の属する月までの期間において、同感染症等の発生後の初期の段階から同感染症等の患者等を入院させ必要な医療を提供又は同感染症等の疑似症患者等の診療を行い、これらの措置について定められた基準を満たす医療機関に対し、「措置を講じた日の属する月における公的医療保険給付費として支払われた額」が、「同感染症等発生等公表日前一年以内の措置を講じた日に応答する月（又は厚生労働大臣が定める月）における額」を下回った場合、その差額に八分の十を乗じて得た額（一円未満の端数切捨）の費用（流行初期医療確保費用）を支給すること。

○「流行初期医療確保費用が支給された月における公的医療保険給付費として支払われた額及び流行初期医療確保費用収入額その他厚生労働大臣が定める収入の合計額」が、「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表日前一年以内の流行初期医療確保費用が支給された日に応答する月（又は厚生労働大臣が定める月）における公的医療保険給付費として支払われた額」を上回った医療機関は、同合計額から以下の額を控除した額（この額が流行初期医療確保費用収入額を上回る場合には流行初期医療確保費用収入額）を都道府県に返納すること。

➤ 「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表日前一年以内の流行初期医療確保費用が支給された日に応答する月（又は厚生労働大臣が定める月）における公的医療保険給付費として支払われた額」及び「同額から流行初期医療確保費用が支給された月における公的医療保険給付費として支払われた額」を控除した額に八分の二を乗じて得た額の合計額（一円未満の端数切捨）

●医療措置協定に基づく措置の実施の状況の報告等について

○都道府県知事から求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き行うこととされている、新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制確保に関する通知又は医療措置協定に基づく状況の報告について、第一種協定指定医療機関（新型インフルエンザ等感染症等の患者等を入院させ必要な医療の提供を担う医療機関として都道府県知事が指定した病院又は診療所）の管理者は、電磁的方法により行うこと。

第一種協定指定医療機関を除く同報告をすべき医療機関の管理者は、電磁的方法による報告に努めること。

・同報告に係る具体的内容・方法等は、新型コロナウイルス感染症対応においてG-MIS による確保病床等の報告がなされていた状況も踏まえ、今後示される予定であること。

●**新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者の医療に要する費用負担等**

○都道府県は、別に定める場合を除き、その区域内に居住する宿泊施設又は居宅等から外出しないことの協力を求められた新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が、第二種協定指定医療機関(新型インフルエンザ等感染症に係る診療又は体温その他の健康状態の報告を求めることを担う医療機関として都道府県知事が指定した病院又は診療所)等から受ける「診察」、「薬剤又は治療材料の支給」、「医学的処置その他の治療」、「療養上の世話その他の看護」に要する費用を負担すること。

●**新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症の所見がある者の退院等の届出**

○特定、第一種、第二種感染症指定医療機関に加え、第一種協定指定医療機関の医師においても、入院している新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者について、退院し、又は死亡したときは、入院中の状態、転帰等を迅速に把握する必要があるとされる場合は直ちに、それ以外の場合は必要と認める期間内に、電磁的方法により、「患者の氏名、年齢及び性別」、「患者の医療保険被保険者番号等」、「入院年月日」、「退院年月日又は死亡年月日」、「退院時の転帰」、「入院中の最も重い症状の程度」、「届出を行った医師の勤務する医療機関の名称及び所在地並びに当該医師の氏名」、「その他必要と認める事項」を届け出ること。

➢ 感染症の発生届については、第一種、第二種協定指定医療機関ともに次の感染症対策に万全を期する観点から迅速な発生動向の把握等に繋げるため、努力義務ではあるものの可能な限り電磁的方法により行っていただくことが望ましいとされていること。

●**検疫法の一部改正に基づく平時における医療機関との協定の締結**

○検疫所長が医療機関の管理者と協議し合意が成立したとき締結する協定で定める事項として、検疫感染症(感染症法の一類感染症、新型インフルエンザ等感染症)、感染症法の新感染症又は検疫法に基づき政令で指定される感染症の病原体に汚染したおそれのある外国から来航した船舶又は航空機における検疫感染症等の患者の隔離及び検疫感染症等に感染したおそれのある者の停留に係る入院の委託を受けることその他、「医療機関が行う医療の内容」、「入院の委託に係る費用の額の算定方法」、「退院に関する事項」、「協定の有効期間」、「その他検疫所長が必要と認める事項」とすること。

◇日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能です。

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko2/2023ken2_1896.pdf

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID(日医刊行物送付番号)の10桁の数字(半角で入力)です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字です(半角入力)